

別紙 2

株式会社トライアルカンパニーに対する指示の内容

- 1 株式会社トライアルカンパニーが販売しているすべての生鮮農産物について、直ちに表示の点検を行い、不適正な表示の商品が発見された場合には、適正な表示に是正した上で販売すること。
- 2 株式会社トライアルカンパニーが不適正な表示を行った主たる原因として、食品の品質表示制度についての認識不足及びそのチェック体制に不備があると考えざるを得ないことから、これを含めた原因の究明、分析を徹底すること。
- 3 2の結果を踏まえ、株式会社トライアルカンパニーの全役員及び従業員に対して、品質表示制度についての指導啓発を行うとともに、表示に関する責任の所在を明確化し、実行可能な表示チェック体制及び相互チェック体制を整備する等、再発防止対策を講じること。
- 4 1から3までに基づき講じた措置について、平成21年1月13日までに農林水産大臣あて提出すること。